

山口県報

令和 7 年
6 月 27 日
(金曜日)

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次とのとおりとする。

(三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

○告示

保安林予定森林（美祢市）（森林整備課）

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（四件）（建築指導課）

○公告

職業訓練指導員試験の実施（産業人材課）

指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

（届出）（建築指導課）

一般競争入札の実施（物品管理課）

六 六

山口県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町青景字隠館一〇三四一の四七、字中台一〇八〇九の四七、一〇八〇九

の一八四から一〇八〇九の一八六まで、美東町綾木字カバノ木山一二〇九八の四

二 指定の目的

水源の涵養

山口県告示第二百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項の規定により、山口県立岩国高等学校特別教室等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 山口県立岩国高等学校特別教室等新築工事

(一) 工事場所 岩国市川西四丁目一〇番一

(二) 工事の概要

山口県告示第二百十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

令和七年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

萩市西部加入区

萩市東部加入区

阿武町加入区

田万川町加入区

- 示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の A 級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- （二）共同企業体の代表者の令和七年六月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が千二百五十以上であること。
- （三）共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- （一）共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- （二）申請書等の提出方法
- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。
 - 2 申請書等の提出期間及び時間
令和七年七月十五日から同月十八日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - 3 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和七年八月八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
 - 4 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三三一八三〇）すること。

山口県告示第二百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条规定により、山口県防府警察署舎電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 山口県防府警察署舎電気設備工事
(一) 工事場所 防府市寿町地内

(二) 工事の概要

構	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造 四階建		四、二八二・二四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

（一）共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事の A 級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- （二）共同企業体の代表者の令和七年六月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が千百以上であること。
- （三）共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」といふ。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例

第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年七月十五日から同月十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年八月八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。

山口県告示第二百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項の規定により、山口県防府警察署勤務機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 山口県防府警察署勤務機械設備工事
(一) 工事場所 防府市寿町地内

(二) 工事の概要

構	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造 四階建		四、二八二・二四平方メートル

三 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設工事（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年六月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例

- (第三十二号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
令和七年七月十五日から同年八月十八日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和七年八月八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
- (四) その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）すること。
- (二二〇) 職業訓練指導員試験の実施
- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。
- 令和七年六月二十七日
- 山口県知事　村岡嗣政
- 一 試験を行う免許職種及び試験の方法
- (一) 免許職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種
- (二) 試験科目
学科試験のうちの指導方法
- 二 試験の日時
令和七年九月八日（月曜日）午前十時から午前十一時三十分まで
- 三 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
Y M f g 維新セミナーパーク
- 四 受験資格
法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。
- (一) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者
- (二) 受験申請書の受付期間
令和七年七月十八日（金曜日）から同年八月一日（金曜日）まで（郵送の場合は、八月一日までの消印のあるものは、有効とする。）
- (三) 受験申請書等の提出先
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）
山口県産業労働部産業人材課
- 七 提出書類
- (一) 受験申請書及び履歴書
(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）
(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面
- 八 受験手数料
三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。ただし、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）は、この限りでない。
- 九 全免除者の受験手続
(一) 全免除者の受験手続は、五の受験申請書の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。
(二) 全免除者は、(一)の受験手続を行う場合には、七の書類及び全免除者に該当することを証する書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出すること。
(三) 全免除者は、免許申請書を提出する場合には、二千三百円に相当する山口県収入証紙を免除申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
(四) 全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しない。
- 十 合格者の発表等
(一) 合格者の発表は、令和七年九月十六日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。
(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。
- 十一 その他
(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号　山口県産業労働部産業



人材課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業人材課（電話〇八三一九三三一三三三四）にすること。

(二二一) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和七年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

変更後	変更前
大阪市中央区内本町二丁目四番七号	東京都港区西新橋一丁目五番八号

三 変更年月日

令和七年七月一日

(二二二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量
消防車用給水車 一台

(二) 物品等の特質等
納入期限
入札説明書及び仕様書による。

令和九年二月二十六日

(四) 納入場所
山口県山口宇部空港事務所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借り入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借り入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、四輪車両について物品等の買入れ及び借り入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和七年六月二十七日から同年八月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金

額をもつて落札価格とするのべ、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入れ札書に記載すべし。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和七年八月六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年八月七日午前十一時）

(四) 入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(五) 日時

令和七年八月七日午前十一時

(六) 入札保証金

免除する。

(七) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(八) 記名のない入札

(九) 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

(十) その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課

(電話〇八〇一九一一一九六〇) に申請書を提出すべし。

詳しくは、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八〇一九一一一九六〇）に問い合わせべり。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: one water tanker for a fire engine

(3) Delivery period: February 26, 2027

(4) Delivery place: Yamaguchi-Ube Airport Office

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 6, 2025 (If brought in person: 11:00 A.M. August 7, 2025)

令和七年六月二十七日発行

発行人所

山口県知事